

になります。

《確定申告をしなければならない場合》

①事業をしている場合、不動産収入のある場合および土地や建物を売った場合などで、平成27年中の所得金額の合計額から所得控除等の合計額を差し引き、その金額を基に算出した税額が配当控除額および年末調整で控除を受けた住宅借入金等特別控除の額を超えるとき。

●源泉徴収された配当や原稿料などの収入が少額で、しかもその他の所得もあまり多くない方

●給与所得や退職所得のある方

●給与所得者で年の途中で退職し、その後就職しなかつたため年末調整を受けなかつた方

●給与所得者で年間収入金額が2000万円を超える所

●給与所得や退職所得のある方

●給与所得者で年間収入金額が2000万円を超える所

よい場合でも、次のような方は、還付を受けるための確定申告書を提出することができます。源泉徴収された、または予定納税額を納付した翌年の1月1日以降ならいつでも提出することができます。

●給与所得や退職所得のある方

●給与所得者で年間収入金額が2000万円を超える所

の年収が103万円以下ですと所得税はかかりませんし、配偶者控除を受けることもできます。

②内職などの収入

内職などの収入は、収入から必要経費を差し引いた残りが事業所得または雑所得になります。

ただし、次のいずれにも該当する方は、必要経費として65万円（収入金額が限度）を差し引くことができます。

◆家内労働者、外交員、集金人、電力量計の検針人など、特定の人に対する継続して労務の提供をする方

◆事業所得および雑所得の必要経費と給与所得の収入金額の合計が65万円に満たない方

●給与所得者で年間収入金額が2000万円を超える所

の場合にはパート収入と同様に、年収が103万円以下ですと所得税はかかりませんし、配偶者控除を受けることもできます。

《配偶者特別控除》

配偶者特別控除は、配偶者の控除を受けることもできます。

●給与所得者で年間収入金額が2000万円を超える所

③ 国税庁ホームページの「確定申告書作成コーナー」を利用すると、申告データを作成できます。